

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
QA-00001	EDI接続仕様について	①弊社で運用しているシステムがEDI連携している機能を知りたい。 ②弊社システムでは処分終了報告を受け取っていない(廃止予定の機能番号一覧にも該当がない)という理由から、弊社システムとしては特に改修不要ということでしょうか？ ③説明会「資料2」スライド番号5の下部に記載されている「Web方式の入力画面(イメージ)」はJWNET利用者であればJWNETの画面で参照可能との理解でよろしいでしょうか？	①EDI事業者サポートページにEDI事業者番号でログイン頂き、自身で利用可能な機能をご確認頂けます。 「2.照会 (EDI事業者情報照会)」をご参照ください。 https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/assets/files/edi_jwnetweb.pdf#page=4 ②廃止予定の機能番号を使用されていない場合は、改修の必要はございません。 ③JWNET加入者であれば、JWNETの画面で参照可能です。	2024/9/20	-	
QA-00002	EDI接続仕様について	①排出事業者・・・マニフェスト送信済み 運搬受託者・・・運搬終了報告送信済み 処分受託者・・・処分終了報告済 -----この時点でシステム切替え----- 最終処分終了報告・・・未送信 この状態の時、処分終了報告(機能番号:1601)を実行する必要がありますか ②再資源化等情報のみの修正の場合は、機能番号:1700で修正を行うとのことでしたが処分終了報告も同時に修正する場合、例えば処分終了報告(処分日などの修正)でD60を送信するとき再生資源化等情報も修正している場合機能番号:1601で送信することができないのでしょうか この場合も、機能番号:1700で送信するのなら機能番号:1601の必要はないのでは機能番号:1601と1700の使い分けはどのように考えたらよろしいのでしょうか？	①システム切替えを行った時点で省令改正の施行前であるならば、再資源化情報を入力した処分終了報告(機能番号:1601)を再実行する必要はありません。 ②1601は報告区分:「処分終了報告(中間)」を「処分終了報告区分(最終)」に修正する場合のみ再資源化情報を追加することができます。報告区分の変更を伴わない場合は処分終了報告内容の修正は1601、再資源化情報の修正は1700で個別に送信ください。	2024/9/20	-	
QA-00003	制度全般について	中間処理完了登録を行った後に、再資源化情報の登録は可能か？再資源化の販売によっては、中間処理完了報告の期限を過ぎる場合がある。	再資源化等情報は、処分終了報告(最終)もしくは最終処分終了報告を行う際に登録いただくことになります。 お問合せのケースでは、 ①別途最終処分終了報告を行う際に再資源化等情報を入力する ②中間処理後に2次マニフェストを使用しないのであれば、処分終了報告(中間)ではなく処分終了報告(最終)に修正すると同時に再資源化等情報を入力するのいずれかの対応となります。	2024/10/10	-	
QA-00004	制度全般について	フロンなど廃棄物でないガスの破壊についても再資源化情報の登録が必要か？	お問い合わせのガスの破壊については、廃棄物の処理には該当せず、マニフェストの使用も不要です。	2024/10/10	-	
QA-00005	制度全般について	中間処理後の処理フローで、再資源化情報も開示することになっているが、再生資源を購入する企業にとって廃棄物由来であることを秘匿したい企業がある場合、企業名を入れることは出来ない。 そのような場合はどうするのか？	報告する情報は再資源化する段階までとなり、売却先の情報は求められません。	2024/10/10	-	
QA-00006	制度全般について	廃プラの中間処理後、自社で再生パレットから再生パレットを製造・販売している場合、どこまでをJWNETの再資源情報として登録するのか？ 例)再生パレット製造/自社使用か？ or パレット製造/複数の販売先(どのように登録するか？)	廃棄物としての処理が終わった段階がパレットであれば、パレットを再資源化情報に登録します(現状のマニフェストにおいて最終処分終了報告しているのがパレットを製造した段階である場合)。パレットの製造過程が処分の一連の工程と不可分であるか等、個別具体的な状況により判断が異なる場合もありますので、所管の自治体にご確認ください。 なお、販売先までを登録するものではありません。	2024/10/10	-	
QA-00007	制度全般について	Web版では、処理後物の量を過去の実績より案分とあるが、必ずしも過去があるフローだけではない。その場合は実績を入力することになるが、案分出来ないと工数が膨大になる。また、過去の案分と現在のそれとが異なる場合、遡って案分割合を変更できるのか？	処理後物の量は原則的には実測値を入力いただくことを想定しています。実測値の蓄積により、案分割合も設定できるものと考えています。 また、案分はあくまで「基準重量」から「処分量」「処理後物の量」を簡便に算出するための手段であり、マニフェストには「処分量」「処理後物の量」の値として登録されます。その値を修正する必要がある場合は、案分割合の変更ではなく値自体を修正してください。	2024/10/10	-	
QA-00008	追加項目について	重量の小数点は有りか？	重量は小数点以下3桁まで入力が可能です。なお、単位はkgで入力いただく必要があります。	2024/10/10	-	
QA-00009	追加項目について	最終処分終了日は登録していたが、再資源化終了日の登録はあるのか？	最終処分終了日には最終処分(埋立等)もしくは廃棄物が再資源化された日を入力してください。 (「再資源化終了日」という追加項目はありません。)	2024/10/10	-	
QA-00010	追加項目について	マニフェストの数量は個・台の場合、数量確定者を「中間処理業者」として、「kg」で登録させる方法でも良いか？重量換算係数を使わなくても良いか？	Web方式の場合、処分業者が「受入量」をkgで入力し、その値を「基準重量」として使用することは可能です。 注意点として、以下2点があります。 ①「確定数量」と「基準重量」は別々の項目となりますので、「基準重量」として設定してください。 ②EDI方式の場合は重量換算係数の使用ではなく、「基準重量」として改めて値を設定していただく必要があります。また、「基準重量」の他、「処分量」「処理後物量」も個別に値を設定してください。	2024/10/10	-	

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
QA-00011	追加項目について	<p>1.基準重量はマニフェスト毎に設定するのでしょうか</p> <p>2.それともマスターでもっていて、それをマニフェストごとに設定するのでしょうか</p> <p>たとえば2の場合 基準重量：100kg 選別後 80kg 破碎後 20kg 基準重量：100kg 破碎後 50kg（廃棄物A） 破碎後 50kg（廃棄物B） というマスタをあらかじめ設定しておき、500kgの廃棄物が発生した場合、処分終了報告時にどちらかを選択する。 各処理後の量が400kgだったとすると 基準重量：400kg 選別後 320kg 破碎後 80kg となるようなイメージであってますでしょうか？ 基準重量：100で初期値に入っている所を400に変更したら、連動して320と80に変更されるのでしょうか。</p>	<p>EDI方式での基準重量及び処分量・処分後物量は、マニフェストごとに値として設定してください。</p> <p>ご質問いただいた内容は、Web方式の再資源化情報パターン入力設定の基準重量から処分量・処分後物の量を算出する方法例として説明した内容になります。</p>	2024/10/11	-	
QA-00012	制度全般について	<p>リリース時期は未定だが、4月から切替とのこと理解しました。</p> <p>デモ環境では平行稼働だが本番では完全に切替予定だとのことも了解しましたが、本番もデモ環境同等、しばらくの間並行稼働してほしいという意見があり、改めて、本番稼働時の切替を再考いただければと思います。</p>	<p>現時点では、リリース時期と同様に切替え時期も未定となります。改正省令が施行された時点から本番・デモ環境共に現行機能番号は廃止して新機能番号のみの使用とすることを想定しています。</p> <p>それまでの期間は、本番・デモ環境共に現行機能番号・新機能番号を並行して利用できる期間とする想定です。</p> <p>施行時期についてはパブリックコメント等をお待ちください。</p>	2024/10/11	-	
QA-00013	EDI接続仕様について	<p>説明会「資料2」スライド番号4では処分業者が最終処分終了報告の際に入力するとありますが、説明会「資料3」スライド番号5以降のEDI接続仕様の変更点では、処分終了報告の時に再資源化情報を送るとあります。</p> <p>QAの内容を見ると 処分終了報告（最終）-必須 処分終了報告（中間）-不要 最終処分終了報告-必須 ということでよろしかったでしょうか また上記が正しい場合、処分終了報告（中間）時は任意なのか不要か、どちらでしょうか</p>	<p>ご認識のとおり、 処分終了報告（最終）-必須（機能番号1501、レイアウト番号D60+D62） 処分終了報告（中間）-不要（機能番号1501、レイアウト番号D60） 最終処分終了報告-必須（機能番号2001、レイアウト番号D61+D62） となります。</p> <p>また、処分終了報告（中間）時は任意ではなく不要（レイアウト番号D62は不要）となります。</p> <p>なお、詳細については暫定版EDI接続仕様書公開時に公開いたします。</p>	2024/10/18	-	
QA-00014	EDI接続仕様について	<p>デモ環境での機能確認テストについて、もう一つ環境を別に用意するのでしょうか？</p> <p>それとも同一環境内で、機能が付加されるイメージなのでしょうか</p>	<p>別の環境ではなく、現在、ご利用頂いているデモ環境に、新設の機能番号の追加を予定しております。</p>	2024/10/18	-	

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
1	制度全般について	1次マニフェストに全ての業者情報が必要とおっしゃっていましたが、2次以降の運搬業者情報も必要でしょうか。	いいえ。2次マニフェスト以降の運搬業者情報は入力する必要はなく、運搬先の処分業者情報を入力いただく想定です。	2024/9/20	-	
2	制度全般について	資料2の3ページ目、対象は廃プラスチック類だけでしょうか。	いいえ。資料はあくまで例示であり、汚泥や木くず等すべての廃棄物について実施した中間処理の方法、処分方法ごとの処分量、処理後の物の種類等の再資源化等情報を入力いただく想定です。	2024/9/20	-	
3	制度全般について	今回の改正は電子マニフェストのみ対象で、紙マニフェストは対象にならないのでしょうか？	詳細はパブリックコメント等で明らかになると思われます。	2024/9/20	-	
4	制度全般について	行政報告にもこの内容はふくまれるのでしょうか。	いいえ。現在の想定では行政報告の対象となることはないかと伺っています。	2024/9/20	-	
5	制度全般について	資料3について機能切替前に最終処分が終わっていないマニフェストを登録した場合、切替後に最終処分や再資源化の情報を報告必要なのでしょうか？	施行時の取扱いは現時点で未定ですので、パブリックコメント等をお待ちください。	2024/9/20	-	
6	制度全般について	再資源化情報は、法定必須事項になりますか？	現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の環境省令に項目を追加するという検討をされていると伺っており、省令事項であれば必須となります。 今後のパブリックコメント等をお待ちください。	2024/9/20	-	
7	制度全般について	処分業者の方たちもこの項目追加、登録負荷が増える件説明会等行ったのでしょうか。納得されていますか。	JWセンターから説明は行っておりません。制度変更にかかる業界等への説明は環境省が対応しています。 今回のEDI事業者説明会も、本来は省令の公布後に行うべきものですが、EDI事業者はシステム開発の負荷が高いため、現在の情報をいち早くお伝えすることで、開発規模等を想定したスケジュールを立てるなど、制度変更に伴う円滑に対応できるように先に説明を差し上げているものです。	2024/9/20	-	
8	制度全般について	有価売却も再資源化情報として報告するという理解であってますか。	はい。有価売却した場合も再資源化された時点での報告が必要です。	2024/9/20	-	
9	制度全般について	「再資源化等」とは何を指すのか、定義をおしえていただけますでしょうか。例えば焼却時の熱回収などは再資源化情報に含まれるのでしょうか、また複数の業者・工程を介して最終的に再資源化された場合、その情報はマニフェスト情報に上がってくるのでしょうか。	再資源化の定義については各自自治体の判断にもよりますが、今後、国の通知等により明らかになると考えられます。 現状、焼却時の熱回収は再資源化には含まないという整理となっています。 複数の業者・工程を介して最終的に再資源化された場合には、これらについても情報を入力いただく想定です。	2024/9/20	-	
10	制度全般について	処理に伴い発生する温室効果ガスの排出量についてはどうお考えですか？報告する必要はありますか？	いいえ。マニフェスト制度ではGHG排出量を報告するような制度にはなっていません。	2024/9/20	-	
11	追加項目について	資料2の(3)各項目の説明1基準重量は、「確定数量」とは別でしょうか？	はい。「確定数量」は廃棄物の数量、運搬量、受入量のいずれかを行政報告に使用するのか排出事業者が選択するものですが、「基準重量」は別の項目としております。 Web方式では「基準重量」も廃棄物の数量、運搬量、受入量のいずれかを処分業者が選択して入力することができるため、結果的に同じ値になることもありますが、単位は別(kg固定)となること、処分業者が入力する項目であることから、別項目として考えてください。	2024/9/20	-	
12	追加項目について	資料2の処分方法コードが現状の処分方法コードと異なるようですが(案)ということでしょうか？	現状の処分方法コードは排出事業者がマニフェスト登録時に使用するものであり、今回提示している案は処分業者が最終処分終了報告時に使用するために新たに設ける別のコードとなります。	2024/9/20	-	
13	追加項目について	排出事業者が最初に電子マニフェストを登録するときに送信する情報はこれまで通りでよいのでしょうか？	はい。排出事業者の登録する情報には追加する項目はなく、これまでどおりの内容を送信してください。	2024/9/20	-	
14	追加項目について	マニフェスト登録時に排出事業者が入力する処分方法のコードは増えますか。	いいえ。現在任意項目である排出事業者の入力する処分方法のコードは変更ありません。	2024/9/20	-	
15	追加項目について	マニフェスト登録時に排出事業者が入力する処分方法は現状任意項目と思いますが、必須項目化されるなど影響がありますか。	いいえ。排出事業者がマニフェスト登録時に入力する処分方法は必須になることはありません。	2024/9/20	-	
16	追加項目について	最終処分終了報告(資源化情報含む)をした後、修正を行った場合、排出事業者側に通知情報は発生しますでしょうか。	はい。再資源化情報の修正を行えば、排出事業者へ通知情報が発生します。	2024/9/20	-	
17	追加項目について	EDI方式にて、マニフェスト情報登録時の処分方法コードは必須入力になるのでしょうか	いいえ。1次マニフェスト情報登録時の処分方法コードは必須になることはありません。 処分業者が最終処分終了報告時に入力する処分方法コードは必須となります。	2024/9/20	-	

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
18	追加項目について	WEB画面で2次マニフェスト登録時に1次マニを紐づける場合の1次再資源化情報の反映イメージがわからないため、次回以降でも結構ですのご説明いただけると幸いです。（実態として3次マニがある場合、紐づけることにより入力負荷軽減となるのか、パターン設定と干渉するのか等）	ご指摘のとおり再資源化情報の入力時に1次マニフェストの紐づけ機能に関係することがありますので、別途、改めて説明させていただきます。	2024/9/20	-	
19	追加項目について	資料2の9ページ目、廃プラスチックの破砕選別にて生じたPPとPEとPSの重量を登録する事は可能でしょうか。	はい。再資源化物として細かく分かれた場合に、それぞれ重量を入力できるように検討しています。	2024/9/20	-	
20	追加項目について	中間処分業者がJWNET加入者ではない場合、二次以降の再資源情報は空欄でもよろしいのでしょうか？	いいえ。資料2のスライド番号3にあるとおり、2次マニフェスト以降の処分業者が紙マニフェストを使用している場合でも、2次マニフェスト以降の最終処分までの情報を入力する必要があります。 紙マニフェスト及び聞き取り等で入手した情報を入力してください。	2024/9/20	-	
21	追加項目について	弊社では、多種多様な廃棄物を受けれております。減容率は、廃棄物の種類ごとではなく、品目ごとに把握することが必要でしょうか？	同じ廃棄物種類の中でも減容率は異なるものがあるというご質問と思いますが、その異なるもの毎にパターンを作成いただくことをWeb方式では想定しています。 EDIシステムでは処理後廃棄物の量を算出する際に、異なる方式を検討することも可能です。	2024/9/20	-	
22	追加項目について	2次委託先に再資源化量（率）を聞き取り調査する必要があるという認識であっていますでしょうか？	はい。Web方式ではお見込みどおりの想定です。 2次委託先・3次委託先等の再資源化量（率）を聞き取っていただくパターンを作っていたことを想定しています。	2024/9/20	-	
23	追加項目について	処分業の許可番号のない再資源化業者は、どのように入力すればよいでしょうか。	例えば「999999」の入力をいただく等何らかの方法で登録できるような形にしたいと考えています。	2024/9/20	-	
24	追加項目について	自己処分または処分報告不要の場合、再資源化等情報は取り扱い想定ですか？	処分業者の処分終了報告・最終処分終了報告は行わないため、再資源化等情報は入力不要とする想定です。	2024/9/20	-	
25	追加項目について	二次委託先以降のマニフェスト番号と一次マニフェストの番号を紐付けして再資源率をマニフェスト情報から自動で反映させることはできませんか。	Web方式では難しいと考えておりますが、EDI事業者のシステムでこういったことを可能にすることは自由です。	2024/9/20	-	
26	追加項目について	メートルや個などの単位のを係数でkg化する旨の説明を頂きましたが、使用する係数は任意の係数を設定可能でしょうか？	はい。Web方式では任意の係数を設定可能なようにしたいと考えています。 EDI方式では各EDIシステムで任意の係数を設定してkg化をしてください。	2024/9/20	-	
27	EDI接続仕様について	EDI接続にて、機能番号が追加されますが、既存の機能番号も引き続き使用出来るようにしていただけないでしょうか。	資料3のスライド2にあるとおり、 1500：処分終了報告 1600：処分終了報告の修正 2000：最終処分終了報告 は施行後は使用できなくなります。 ただし、マニフェスト情報の照会については既存の機能（3101、3102）を引き続き使用できます。	2024/9/20	-	
28	EDI接続仕様について	資料2（2）画面イメージ：再資源化情報の処分業者名称や処分事業場名称は3400事業場照会で取得できる処分業者を利用することが出来ますか？	はい。電子マニフェストの加入者の情報であれば3400事業場照会で取得した処分業者情報を使用できます。 許可番号下6桁も加入時に登録されていれば3400事業場情報照会で取得できます。	2024/9/20	-	
29	EDI接続仕様について	25・26ページについて教えてください。弊社で運用している個別システムとJWNETにEDI接続にて連携しております。25ページ目について、廃止予定の機能番号のマニフェスト情報は連携していません。そのため記載の廃止・新設対応は不要との認識でよろしいでしょうか。	はい。不要で構いません。 また、これらの機能を引き続き使用しない想定であれば、対応が必須となることはありません。	2024/9/20	-	
30	EDI接続仕様について	また、26ページ目の新たに新設される機能番号と弊社個別システムとの連携は必須でしょうか。	機能番号を利用する場合は必須です。利用しない場合は不要です。	2024/9/20	-	
31	EDI接続仕様について	システム改修にあたり、仕様書等の書面だけではイメージができない為、webでのデモシステムの公開は検討されているでしょうか。	はい。資料3のスライド番号8にあるとおり、JWのWeb方式は2025年2月頃を予定しており、同時にデモシステムの公開も行います。	2024/9/20	-	
32	EDI接続仕様について	デモシステムを公開して頂ける場合、デモシステム公開から施行まで、検討から開発までが可能な期間を設けて頂けるのでしょうか。	はい。デモシステムの公開は2025年2月頃を予定しており、施行前に相応の期間が設けられることを想定しています。	2024/9/20	-	
33	EDI接続仕様について	資料3 EDI接続仕様の変更は、施行日で完全な切り替えでしょうか。	はい。施行日になれば処分終了報告・最終処分終了報告に係る旧レイアウトは使用できなくなります。	2024/9/20	-	
34	EDI接続仕様について	新旧レイアウトでの並行運用期間は、ないのでしょうか。（機能確認テストを除く）	2025年2月の機能確認テスト開始から施行日までは並行運用期間を設けることとなります。	2024/9/20	-	
35	EDI接続仕様について	マニフェスト照会に再資源化情報の取得有無は追加されず、マニフェスト照会は今まで通りで再資源化情報は別途取得という感じになりますか？	はい。既存のマニフェスト照会機能では再資源化情報は取得されません。 再資源化情報を取得したい場合は新設する再資源化情報の照会機能を使用してください。	2024/9/20	-	
36	EDI接続仕様について	排出事業者への再資源化の結果はWeb上のみでしょうか。EDI方式などは可能？	排出事業者の機能としても再資源化等情報の照会機能を新設するので、その機能を使用すればEDI方式でも結果取得ができます。	2024/9/20	-	

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
37	EDI接続仕様について	再資源化情報を1601やWEBから変更されたとき、排出事業者と運搬業者の承認が必要でしょうか？そのときは、処分報告修正要請通知が排出事業者へ通知されますでしょうか？	機能番号1601で報告区分の修正（中間→最終）に伴い再資源化情報を追加する場合は、「処分終了報告の修正」として承認が必要になります。WEBも同様に、「処分終了報告の修正」で報告区分の修正（中間→最終）に伴い再資源化情報を追加する場合は承認が必要となります。処分終了報告修正要請通知は排出事業者へ通知されます。なお、機能番号1700及びWEBで「再資源化情報の修正」機能で再資源化情報の修正をおこなう場合は承認は必要ありません。）	2024/9/20	-	
38	EDI接続仕様について	資料3 スライド番号3、4についてです。1601処分終了報告の修正（再資源化等情報を含む）と、1700再資源化等情報の修正では送信するレイアウト番号が同じですが、結果は異なりますか。1601で再資源化等の情報の修正をすることはできますか。	はい。1601処分終了報告の修正（再資源化等情報を含む）と、1700再資源化等情報の修正はレイアウト番号は同じですが、入力する項目が異なるため結果も異なることになります。 次回暫定仕様公開の際に改めてご説明いたします。 1601で再資源化情報の修正は可能かという件についてですが、1601は処分終了報告区分の修正を伴う際に再資源化情報を追加できるための機能であり、再資源化情報のみの修正は1700で行ってください。	2024/9/20	-	
39	EDI接続仕様について	期限が来たら、それまでに準備が出来ていないASP業者は整えないということでしょうか	施行日になった後は、対応されていないASP業者は処分終了報告、処分終了報告の修正、最終処分終了報告の機能は使用できなくなりますので、Web方式等の代替手段で報告していただく必要があります。	2024/9/20	-	
40	EDI接続仕様について	【資料3】P28,29についてEDI方式接続仕様書（暫定版公開）のタイミングでD10→R60、D11,D12,D13→D61,D62の項目別の移行先がわかる資料を提供いただくことは可能でしょうか。資料の検討よろしくお願いたします。	提供できるように検討します。	2024/9/20	-	
41	EDI接続仕様について	法令の公布から施行までの期間は相応に取られるとよいでしょうか？システム対応としてどれくらいの猶予期間が与えられるかを知りたいです。	資料1の環境省説明でも言及がありましたが、年度ごとにデータが蓄積されていた方が望ましいが、来年の4月ではないということでしたので、早ければその先の2026年4月が想定されます。 環境省の検討状況を注視いただくとともに、JWとしても情報提供を続けてまいります。	2024/9/20	-	
42	EDI接続仕様について	再資源化等情報のみの修正では機能番号1700を使うようにとのことでしたが、処分終了報告と同時に修正する場合はD62での修正も可能でしょうか？	「1700再資源化等情報の修正」ではなく「1601処分終了報告の修正（再資源化等情報を含む）」で処分終了報告と同時に修正できるかというお問合せと判断しました。 1601は処分終了報告区分の修正を伴う際に再資源化情報を追加できるための機能であり、再資源化情報のみの修正は1700で行ってください。	2024/9/20	-	
43	EDI接続仕様について	Web-EDI機能はどうなりますか？	Web-EDI機能もEDI方式と同様に対応いたします。施行後はEDI方式と同様1500、1600、2000の機能は使用できなくなります。	2024/9/20	-	
44	進め方全般について	今回の説明会で閲覧した資料は配布いただけますでしょうか。	はい。動画・資料はホームページに掲載していますのでご覧ください。 https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/info/edi/add_recycling_info.html	2024/9/20	-	
45	進め方全般について	質疑応答のところのまとめをいただきたいです	取りまとめを行いJWセンターホームページで公開します。	2024/9/20	-	
46	進め方全般について	システム改修の補助金は出ますでしょうか。	いいえ。補助金等の助成はありません。EDIシステム運用規程のとおりEDI事業者側での対応をお願いします。	2024/9/20	-	
47	進め方全般について	Web方式でCSVファイルも利用していますが、CSVの仕様変更について今後ご説明いただけるのでしょうか。	はい。説明いたします。処理業者向けのWeb方式説明会を予定しております。	2024/9/20	-	
48	進め方全般について	処分業者向けの説明会の実施時期はいつの予定ですか？	環境省がパブリックコメント等を行なった後に、処理業者向けにWeb方式の説明会をいたします。	2024/9/20	-	